

令和元年度 第2回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：令和元年11月7日（木）10時00分～
- 場 所：人事課ミーティングルーム（県庁10F）

※第2回指定管理者選定委員会の協議内容につきましては、指定管理者の選定に関するものであり、選定過程については、応募団体の正当な利益及び競争上の地位を害する恐れがあるため、議事概要を掲載しております。

1 協議事項

① 福岡県立ももち文化センター

② クローバープラザ

（福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター、福岡県男女共同参画センター）

③ 福岡県立社会教育施設

（福岡県立社会教育総合センター、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」）

○委員長

- ・本日の資料については、選定にかかる非常に重要な資料であるため、非公開とし、委員会終了後事務局へ返却することとする。

〈福岡県立ももち文化センター〉

【文化振興課】

- ・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

ももちパレスは過去に複数団体から申請があり、現地説明会にも11団体が参加したと聞いていたが、今回1団体のみ応募となったことについての分析はあるか。

【文化振興課】

分析はしていないが、現指定管理者は演劇を通じた社会包摂事業など、様々な文化芸術活動に取り組んでおり、これらの取組を上回る提案が難しいと考えたことも一因としてあるのではないか。

●委員

事業計画書に代表団体である㈱JTBが全責任を負うとの記載があるが、これは県との関係においても㈱JTBが全責任を負うということか、それともあくまで共同事業体内部での申し合わせにすぎないのか。

【文化振興課】

県との間では共同事業体内のどの団体が責任を持つといった取り決めは特段なく、共同体事業体内に

おける責任の分担については、共同事業体内部で決められているものと考えている。

●委員

幅広く自主事業を行っていることから人件費がかかっていると考えられ、収支計画書上の自主事業による収入7,528千円では必ずしもまかなえていないのではないかと。また、この収入の具体的な内容について説明いただきたい。

【文化振興課】

確認のうえ、後日回答する。

【後日回答】

指定管理者は既存の運営体制の中で自主事業を行うため、事業計画書の自主事業に係る収支計画書に別途人件費が計上されていないが、厳密に言えば、自主事業の実施に係る人件費は一定程度生じている。その分は収入に対応していない。

なお、収入(7,528千円)の内容としては、ももち文化・健康塾体験教室、シニア演劇部の受講料などを見込んでいる。

●委員

調理室のスケジュールが指定管理者の自主事業で埋まっていることがあるようだが、一般利用と自主事業との利用調整に関する県としての基準や考え方はあるか。

【文化振興課】

県としての考え方は特段持っていないが、指定管理者が提出する利用計画で把握しており、現時点で利用者からの苦情等は特段聞いていない。指定管理者としては自主事業として利用する一方、収入確保の観点から、指定管理者が調整しながら利用計画を立てているところ。

●委員

〇〇氏(△△団体代表)の存在が核になっているという認識でよいか。

【文化振興課】

■■団体は総務業務、●●団体は維持管理業務を行う中で、より施設目的の達成に資する取組みを行うために、△△団体と連携しているものと思われる。

●委員

現地調査において、5年前と比べて季節の花が飾られているなど全体的に明るくなっており、施設運営として大変向上していると感じた。

〇〇氏が傑出して精力的に活動しているため、後継者の育成など〇〇氏のみには頼らない対応策も今後必要になってくるものと思われる。

●委員

火災の発生などにより第三者に損害を与えた場合の県と指定管理者との責任分担、さらに指定管理者が共同事業体である場合の県から共同事業体の各構成団体への求償の範囲について説明いただきたい。

【文化振興課】

指定管理者との協定書により、火災保険への加入は県が行い、火災を含む不可抗力による施設、設備の損害は県の負担としているが、第三者賠償責任保険への加入は指定管理者が行い、指定管理者の責めに帰すべき事由による施設設備備品の修繕等は指定管理者の負担となる。共同事業体協定書兼委任状において、各構成団体は連帯して責任を負うものとしている。

〈クローバープラザ（県総合福祉センター、県人権啓発情報センター、県男女共同参画センター）〉

【福祉総務課】

- ・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

クローバープラザを構成している県の施設はこの3施設だけか。

【福祉総務課】

公の施設としてはこの3施設だけであり、今回選定される指定管理者がクローバープラザ全体の管理を行うこととなる。

●委員

今回応募が1団体のみだが、3つの施設を一括して公募する点にハードルがあるのではないか。

【福祉総務課】

現地説明会にも1団体のみ参加であったため、応募がなかった団体へのヒアリングはできず、断定的なことは言えないが、大規模な施設であることなどが敬遠された要因として考えられる。

●委員

複数の応募により切磋琢磨してより良いサービスにつながる事が指定管理者制度の目的の一つであるが、参入障壁があることについて県としてどう考えるか。分割して公募できないか。

【福祉総務課】

3施設をフロアごとに区切るなどしておらず、一体として運営しているため、分割して管理することは現実的ではない。施設ごとに指定管理者を分けたとしても、全体の管理を行う者が必要になる。

●委員

指定管理者は純粋に施設管理のみを行っているのか。事業は行っていないのか。

●委員

近所であるためよく利用するが、運動教室の開催、福祉体験の場の提供など色々な活動が行われ、施設もきれいにメンテナンスされており、よく管理運営されていると感じている。

【福祉総務課】

福祉情報センター関係の業務などがあり、純粋に施設管理のみに従事するものではない。

●委員

多くの県民に利用いただけるよう集客のためのイベントなども企画されているようだ。

【福祉総務課】

3施設はそれぞれ地域福祉の向上、人権意識の高揚、男女共同参画社会の形成についての啓発の取り組みが重要な施設であることから、一体となった啓発が期待できることも3施設を一括して公募している理由の一つである。

●委員

ももち文化センターの場合と同様だが、県から共同事業体の各構成団体への求償の範囲について説明いただきたい。

【福祉総務課】

共同事業体協定書兼委任状において、各構成団体は連帯して責任を負うものとしている。

●委員

事業計画書において、□□団体は「受託した」との表現を使用しており、この団体には連帯して責任を負うとの認識がないことが懸念される。

●委員

今まで運動施設などで事故等はなかったのか。

【福祉総務課】

事故等は特段起こっていない。

●委員

県が示した指定管理料上限額に対してより低い金額を提案するほど点数が高くなるものと思われるが、最低賃金ぎりぎりの人件費で算定された金額で提案がなされる恐れはないか。

【福祉総務課】

過去の実績の平均により指定管理料上限額を設定しており、県で不当に低い上限額を設定しているわけではない。

●委員

指定管理者が手出しをして取組みを行っている場合があるのではないか。

【福祉総務課】

過去の収支報告では黒字になっており、指定管理者が手出しを行っているとは考えにくい。

●委員

人件費も高騰しており、雇用しようにも人が集まらない状況があると思われる。

【福祉総務課】

先ほど上限額は過去の実績により算定していると申し上げたが、人件費については、実績ではなく今年の県の単価で再算定しているため、直近の状況は反映できている。

●委員

人件費が高騰した場合に、再協議することはあり得るのか。

【福祉総務課】

全くありえないとは言えないが、基本的に再協議することは想定していない。

●委員

時間外勤務について、県で把握しているのか。

【福祉総務課】

特段把握はしていない。

〈福岡県立社会教育施設（福岡県立社会教育総合センター、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」）〉

【社会教育課】

・施設の概要、応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

指導補助を指定管理業務から除いて再公募を行い、現在の委託先業者から応募があったということだが、指定管理になった場合、現在の委託業務とどこが変わるのか。

【社会教育課】

現在の委託業務に加えて、利用許可業務を行っていただくこととなる。

●委員

現在の委託先業者にとっては、指定管理に移行することによって県からの委託料は増えるのか。

【社会教育課】

組合への委託になるため、個々の構成企業に直接委託料が支払われるわけではないが、現在の委託料の合計と今回の指定管理委託料を比較すると、利用許可業務が加わった分、指定管理委託料が上回っている。

●委員

県立社会教育施設は、今回の4施設だけなのか。

【社会教育課】

広義の意味では社会体育施設なども含むことがあるが、今回の募集では、当課所管のいわゆる青少年教育施設を指している。

●委員

県立社会教育施設という呼称では分かりにくいいため、青少年教育施設などより分かりやすい呼称があれば検討いただきたい。

優先利用について、従来から使用している団体が永続的に使用し続けるというのは適切なのか。

【社会教育課】

学校や、子ども会、ボーイスカウトなどの社会教育団体から毎年希望をとり、希望があった団体に優先利用させており、特定の団体に永続的に優先利用させているわけではない。

●委員

今回1団体しか応募がなかったことも踏まえ、生産年齢人口が減っていく中で、指定管理制度の需給関係にも変化が生じていくものと思われる。今後、長期的な視点での対応策の検討が必要ではないか。

【事務局】

指定管理者制度は、開始から年数を経てコストの削減が限界に近づいていること等により応募が少なくなってきており、人口構造の変化に対しては、長期的には施設の統廃合など総数を減らす取組みが必

要になってくるものと思われる。

県では、5年ごとに策定する行政改革大綱において、類似施設や老朽化した施設の統廃合などの取り組みを進めてきており、引き続き取り組んでいく予定である。

●委員

施設の維持管理には大きな差がつかないと思うが、なぜ今回社会教育施設のみ選定団体の点数が低いのか。

【事務局】

中項目「サービス・利便性の維持向上」については、自主事業などを積極的に提案した団体がより高く評価されることが一因として考えられる。

【社会教育課】

社会教育施設については、大項目「経営（収支）改善」が6割と低くなっているが、これは利用料金を徴収する施設が4施設のうち1施設のみであり、条例に規定する金額と同額の利用料金を徴収するという提案であったため。

●委員

組合構成企業のうち、事業計画書に記載されている個別の企業が管理・運営を担当するという認識でよいか。

【社会教育課】

事業計画書に記載されている企業が管理・運営を担当する。仮にこれらの企業が対応できなくなった場合にも、他の組合構成企業が代わりに対応することが可能。

●委員

組合構成企業にまで責任の訴求はできないと思われるため、組合の正味資産のみでは潤沢とはいえないのではないか。

【社会教育課】

各構成企業が集まった組合であり、各構成企業が出資した資産であるため、特段の問題はないものと判断している。次回の指定管理までには色々な成果と課題が出てくるものと考えており、指定管理者と連携しながらこういった形がベストなのかを検討してまいりたい。